高年福祉課からのお知らせ

問い合わせ　高年福祉課　☎38-2044

要介護認定者のかたの障害者控除の認定

介護保険で「要介護１」以上に認定された65歳以上の高齢者のかたは、確定申告等の際に、障害者控除を受けることのできる認定書（障害者控除対象者認定書）を交付できる場合がありますので、ご相談ください。

【申請に必要なもの】
①申請者（障害者控除を受けるかた）の証明書（保険証等）
②申請者の印鑑
③要介護認定者のかたの証明書（保険証等）

おむつ代の医療費控除

おむつ代について医療費控除を受ける場合、初回は医師が発行する「おむつ使用証明書」を確定申告書に添付します。用紙は高年福祉課にあります。２年目以降のかたは、「おむつ使用証明書」に替えて、市が介護保険法に基づく要介護認定にかかる主治医意見書の内容を確認した書類を、確定申告書に添付することで足りる場合があります。意見書の記載内容によっては、市が書類を交付できない場合がありますので、ご相談ください。

はり・灸・あんま・マッサージ・指圧の施術料を助成

■対象　今年12月31日現在で70歳以上のかた（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は60歳以上）　**■利用期間**　９月１日～12月31日（４カ月）　**■助成内容**　１回1,000円の施術利用券を２枚交付　**■申し込み**　10月31日（土）まで　**■交付場所**　高年福祉課・障害福祉課（平日・執務時間内）／ラポルテ市民サービスコーナー（平日 午前10時～午後７時／土・日・祝 午前10時～午後５時）　**■持ちもの**　印鑑および健康保険証・身体障害者手帳など本人が確認できるもの

「高齢者証明書」を発行します

■用途　公共施設・興行施設等を割引料金で利用できます　**■対象**　満65歳以上のかた　**■申請方法**　①健康保険証など本人が確認できるもの②タテ2.5㎝×ヨコ2.0㎝の、最近の写真１枚③印鑑を持参の上、本人が高年福祉課へ
※すでに証明書をお持ちのかたは、更新の必要はありません。

高齢者バス運賃助成事業

70歳以上のかたに、市内を運行する阪急バスの「高齢者バス運賃割引証」を交付（※すでに交付されたかたを除く）します。
■対象　満70歳以上のかた　**■助成内容**　平成23年３月31日まで、半額で阪急バスに乗車できます。「割引証」を乗務員に提示し、ご利用ください　**■申請方法**　①健康保険証など本人が確認できるもの②印鑑を持参し、本人が高年福祉課へ

家族介護慰労金の支給事業

■支給額　年額12万円　**■内容**　介護保険の"要介護"4・5に相当の在宅高齢者が、過去１年間介護保険サービスを受けなかった場合に、家族介護者に介護慰労金を支給します。

高齢者生きがい活動支援通所事業

60歳以上のかたで、家に閉じこもりがちな高齢者に、健康体操や陶芸・手芸・絵画等の趣味活動等のサービスを提供します。
※ただし、入浴・食事および送迎はありません。

【利用施設・内容】　※材料費は実費
①**老人福祉会館**（毎週木曜日・午後）…手作り作品・体操ほか　②**朝日ケ丘ゆうゆう倶楽部**（毎週月曜日・午後）…手作り作品・体操ほか　③**陽光町市営集会所**（月１回・金曜日・午後）…フラワーアレンジメント・ゲームほか　④**潮見ゆうゆう倶楽部**（第３火曜日・午後）…手作り作品ほか　⑤**打出集会所**（第２水曜日・午後）…手作り作品・歌・体操・バルーンアートほか　⑥**春日集会所**（第４木曜日・午前）…小物作り・クロリティ・コーラスほか　⑦**精道小学校コミスク会議室**（第２火曜日・午後）…手作り作品・歌・講演ほか　⑧**西山幼稚園**（第４土曜日・午前）…歌う会　⑨**三条コミスク会議室**（第３水曜日・午後）…お茶とお話の会　⑩**浜風集会所**（第３金曜日・午後）…手作り作品・歌・フォークダンスほか　⑪**若宮集会所**（不定期・午後）…カラオケ・寄せ植え・気功・体操ほか　⑫**上宮川文化センター**（不定期・午後）…寄せ植え・歌・講演ほか　⑬**ファミリーライフケア**（毎週火曜日・午後）…水彩画・手芸・調理ほか

【問い合わせ】
■①～⑫　社会福祉協議会（☎32-7530）
■　⑬　ファミリーライフケア（☎31-1162）

元気に活動できる60歳以上のかた社会活動に参加しませんか？

「これまでの経験を活かしたい」・「健康のため身体を動かしたい」・「友達・仲間と地域で活動したい」・「時間があるので何かしたい」・「追加的収入（お小遣い）が欲しい」とお考えのかた、地域で仕事やボランティアなどの"社会活動"に、参加してみませんか？

【特　徴】　**■仕事もボランティアも、活動場所は市内**　**■多種多様な仕事があり、あなたのライフスタイルに合わせて選べます**　**■地域で起業したいかたも活動できます**　**■現在、シルバー人材センター（県知事認可の公益法人）では、60歳から最高年齢88歳の元気なかた740人が活動しています**
■第２水曜日・午後１時30分から「説明会」を開催＜要予約＞しています。あなたもご参加ください。

《同時募集》
地域の子育てを応援しませんか？
子どもの好きなかたや、保育士や看護師のキャリアを持ったかたも大歓迎！　シルバー世代で、地域の子育てを応援しませんか？

問い合わせ　芦屋市シルバー人材センター
☎32-1414/FAX31-9223
HPhttp://www.sjc.ne.jp/ashiya/

老人クラブに参加しませんか

本市には、現在51の地域（単位）老人クラブがあり、約3,418人の会員がいます。
60歳以上であれば、どなたでも加入できます。加入を希望されるかたは、直接、最寄りの老人クラブへ。

問い合わせ　老人クラブ連合会事務局
☎32-7558（老人福祉会館内）

ゆうゆう倶楽部のご案内

ゆうゆう倶楽部は、教養・文化・趣味・世代間交流等の活動に無料で部屋を開放している、60歳以上のかたが中心のグループです。
■潮見ゆうゆう倶楽部（潮見小学校）☎38-2044
20人／平日・午前９時～午後５時30分受付
■朝日ケ丘ゆうゆう倶楽部（朝日ヶ丘小学校）
40人／月曜日・午前10時～正午受付/☎32-1123

高年福祉特集　このまちで いつまでも 自分らしく

問い合わせ
高年福祉課介護保険担当　☎38-2024

介護予防で●●●●●●元気な毎日を過ごしましょう！

地域で最後まで暮らし続けるためには、介護状態にならないための予防と、要介護状態になっても状態を悪化させないことが必要です。

本市では、運動機能低下の恐れのあるかたに体操や筋力向上トレーニングの提供や、口腔機能の低下の恐れのあるかたに口腔清掃の助言や食べ方・飲み下しの訓練、低栄養の恐れがあるかたに食事に関することの助言等、適切な介護予防事業が受けられるよう、支援しています。

介護予防事業には、介護予防健診を受診した結果、参加が必要とされたかたのための「すこやか教室」と六十五歳以上のかたならどなたでも参加できる「さわやか教室」があります。

通所型介護予防事業

【さわやか体操教室】　※おおむね65歳以上のかたは、参加できます。

会　場	開催日時・内容等	申し込み
エルホーム芦屋 ※男性のみ ＜要予約＞	■９月29日～11月24日（10月13日・11月10日を除く）・午後１時30分～３時 ■毎週火曜日　■バランス運動・ボールを用いた体操　■上靴・お茶・タオル・床に敷くバスタオル持参	打出高齢者生活支援センター ☎35-1294 担当：三島・秋山
愛しや ＜要予約＞	■10月２日～12月11日・午前10時～11時30分　■隔週金曜日＜全６回＞ ■筋力アップ体操・バランス運動 ■上靴・お茶・タオル２枚持参	浜風高齢者生活支援センター ☎23-7322 担当：河口
あしや喜楽苑 ＜要予約＞	■９月４日～平成22年２月19日・午後２時～３時30分　■第１・３金曜日＜全12回＞　■筋力アップ体操・バランス運動　■お茶・タオル持参	潮見高齢者生活支援センター ☎34-4165 担当：松田・三原
上宮川文化センター ＜要予約＞	■10月２日～12月16日・午前10時～11時30分　■毎週金曜日＜全12回＞ ■筋力アップ体操・バランス運動 ■お茶・タオル持参	高年福祉課 介護保険担当 ☎38-2024 （平日・勤務時間内）

【さわやか音楽リズム教室】　※おおむね65歳以上のかたなら、どなたでも参加できます。

会　場	開催日時・内容等	申し込み
エルホーム芦屋 ＜要予約＞	■９月16日～平成22年２月10日・午後１時30分～２時45分　■第３水曜日＜全６回＞ ■太鼓を叩いてリズムを楽しむ音楽療法 ■上靴・お茶・タオル持参	打出高齢者生活支援センター ☎35-1294 担当：三島・秋山

【すこやか教室】　※まずは、「介護予防健診」を受診してください。

すこやか教室を利用するには、まず介護予防健診を受診してください。医師が、介護予防の必要性を判断します。その結果、該当するかたについて介護予防事業の教室をご案内します。
お住まいの校区の「高齢者生活支援センター」の担当者とともに、「介護予防支援計画」を作成し、教室を利用していただくことになります。

校　区	内　容	会　場
山手中学 校区	筋力向上	アクティブライフ芦屋
		アクティブライフ山芦屋 ※マシンあり
		セントラルフィットネスクラブ芦屋 ※マシンあり
精道中学 校区	筋力向上	医師会医療センター ※栄養指導・口腔指導あり
		体育館・青少年センター ※栄養指導・口腔指導あり
潮見中学 校区	筋力向上	陽光町市営住宅集会所 （第３木曜日は、南芦屋浜県営住宅集会所）
全地区共通	口腔・栄養	医師会医療センター
※以下は、すこやか教室に来所できないかたが対象です。		
すこやか高齢者訪問事業	筋力向上	運動トレーナー・保健師がお宅へ訪問
	口腔ケア	歯科衛生士がお宅へ訪問
	栄養改善	栄養士・保健師がお宅へ訪問

支援や介護が必要になったら…

介護や支援が必要になったと感じたら、まず地域の高齢者生活支援センターへご相談ください。
相談の結果、要介護認定を受けることになった場合、以下のような流れとなります。

あなたのまちの高齢者生活支援センターへご相談ください

要介護認定の流れ

【訪問調査】
⇩
市の職員による心身の状況などの調査
【コンピュータ判定】
⇩
訪問調査の結果等を、コンピュータ処理し、仮の「要介護度」を判定（一次判定）
《医師の意見書》
⇩
かかりつけの医師からの医学的な意見
【審査・判定】
⇩
訪問調査・医師の意見書などをもとに介護認定審査会がどれくらい介護が必要か（要介護度）を審査・判定（二次判定）
【認　定】
市が要介護度の認定を行い、本人に通知

■要介護状態区分に合わせたサービスが利用できます

区　分	サービス内容		
要支援１ 要支援２	介護保険の介護予防サービス（予防給付） ＊心身の状態を維持・改善する可能性が高いかた等の利用するサービス	⇨	●高齢者生活支援センターが、「介護予防サービス計画」を作成
要介護１ 要介護２ 要介護３ 要介護４ 要介護５	介護保険の介護サービス（介護給付） ＊日常生活で介助を要する度合いの高いかたが、生活の維持・改善を図るために利用するサービス	⇨	●居宅介護支援事業所が、「居宅サービス計画」を作成
上記に該当しないかた	すこやか高齢者の介護予防サービス ＊生活機能の低下しているかたや、将来的に介護が必要となる可能性が高いかたが利用するサービス	⇨	●高齢者生活支援センターが、「介護予防支援計画」を作成

高齢者スポーツ大会

元気に、気持ちのよい汗をかきましょう。
多数の皆さんのご参加を、お待ちしています。
＜雨天中止＞
■日時
10月４日（日）
午前10時開会
■会場
川西運動場

問い合わせ　高年福祉課　☎38-2044

権利擁護に関する「相談」・「事業」

本市では、芦屋市高齢者権利擁護委員会を平成十八年四月に設置し、高齢者の権利侵害に対する対応の検討、ケース支援、高齢者虐待マニュアルの刊行等を実施しています。
平成十九年度からは、権利擁護相談を実施し、弁護士等の相談を受け付けています。
ほかにも日常生活にかかわるさまざまな問題について、次のような相談を行っています。

【権利擁護相談】
■内容　虐待をはじめ、悪徳商法や多重債務、成年後見等、高齢者の権利に関する相談
■相談　弁護士・司法書士・社会福祉士
■日時　第三火曜日・午後一時～三時三十分
■申し込み　相談日の前日までに、高年福祉課へ
【地域福祉権利擁護事業】
判断能力が不充分なかたに、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、在宅で自立して地域生活が営めるよう、支援する制度
■問い合わせ　左記へ
社会福祉協議会　☎32-7530

安心して 生き生きと 暮らすために…

問い合わせ　高年福祉課　☎38-2044

■その他の相談　お困りです課　☎38-5401
①弁護士による法律相談　毎週木曜日・予約制（希望日の週の月曜・午前９時～電話で上記へ）
②司法書士による法律相談　毎週金曜日・午後０時45分～３時30分に直接市役所南館受付へ

在宅生活を支援します

ふれあう心で すこやかな暮らし

■介護保険法に基づく事業
居宅介護支援（ケアプラン作成）／訪問介護／訪問看護／通所介護

■障害者自立支援法に基づく事業
居宅介護／重度訪問介護／移動支援

■市の受託事業および自主事業
福祉給食／ホームヘルプサービス／高齢者生活支援センター／訪問看護（医療保険制度）／紙おむつ給付・宅配サービスなど／高齢者住宅等安心確保事業（生活援助員派遣）／要介護認定調査
《賛助会員募集中》　個人会員・１口1,000円（年会費）
団体会員・１口10,000円（年会費）

問い合わせ　芦屋ハートフル福祉公社　☎38-3122